○個人番号カード等に関する技術的基準

(平成二十七年九月十八日) (総務省告示第三百十四号)

最終改正 令和七年五月十六日デジタル庁・総務省告示第十二号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十八条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令〔現行=行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令=令和二年五月総務令五〇号・三年一二月デジタル・総令四号により題名改正〕(平成二十六年総務省令第八十五号)第十六条〔令和二年五月総務令五〇号により削除〕、第十九条、第三十四条並びに第三十六条第二項〔現行=三項=令和三年八月総務令八三号により改正〕及び第四項〔令和三年八月総務令八三号により

削除〕の規定に基づき、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準を次のように

個人番号カード等に関する技術的基準

第1 用語の定義

定める。

この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの 記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)
- 2 住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

3 附票連携システム

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の2に規定する附票連携システム

4 コミュニケーションサーバ

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の3に規定するコミュニケーションサーバ

5 基本利用領域

住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

6 券面事項確認アプリケーション

個人番号カードの券面(表面のほか裏面を含む。以下同じ。)に記載された事項及び 印刷された写真(本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者 に係るものにあっては、当該事項)について、真正であることを確認する目的を実現す るためのアプリケーション

7 券面事項確認利用領域

券面事項確認アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り 当てられた領域

8 券面事項入力補助アプリケーション

個人番号カードの券面に記載された事項について、その入力を補助する目的を実現するためのアプリケーション

9 券面事項入力補助利用領域

券面事項入力補助アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に 割り当てられた領域

10 公的個人認証サービスアプリケーション

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年 法律第153号。第4の1の(2)のエにおいて「公的個人認証法」という。)第1条に規 定する目的を実現するためのアプリケーション

11 公的個人認証サービス利用領域

公的個人認証サービスアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路 上に割り当てられた領域

12 条例等利用アプリケーション

法第18条の条例等に規定する事務を処理するためのアプリケーション

13 条例等利用領域

条例等利用アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当 てられた領域

- 第2 個人番号通知書のセキュリティ対策等及び管理等
 - 1 個人番号通知書のセキュリティ対策等
 - (1) 個人番号通知書の交付
 - ア 機構は、個人番号通知書の発行に際しては、住所地市町村長から、コミュニケーションサーバの端末機等を通じて必要な情報の提供を受け、表面記載事項を印刷すること。
 - イ アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保 し、適切に実施すること。
 - (2) 個人番号通知書の作成

個人番号通知書(交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物であって個人情報が記載されたものを含む。以下(2)において同じ。)の作成に当たって、住所地市町村長及び機構等(機構及び機構から事務の一部の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者(以下「委託先事業者」という。)をいう。以下同じ。)は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

- ア 住所地市町村長及び機構等は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第 4の10に準じた措置を講ずること。
- イ 住所地市町村長は、個人番号通知書の作成に必要なデータを機構等に送付するときは、住所地市町村長がコミュニケーションサーバにおいて当該データの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを機構等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。
 - (ア) 機構等に設置する個人番号通知書の作成に係る端末機は、委託先事業者に設置する場合においては、個人番号通知書の作成専用とし、データ転送用機器及びプリンタ以外とは接続しないこと。
 - (イ) データ転送用機器を設置し、個人番号通知書の作成に係る端末機と電気通信 回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、個人番号通知書の作成に

必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

- ウ 機構等に設置する個人番号通知書の作成に係る端末機は、直接、コミュニケーションサーバと電気通信回線で接続することができるものとし、委託先事業者に設置する場合においては、個人番号通知書の作成専用とし、コミュニケーションサーバ及びプリンタ以外とは接続しないこと。
- エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と個人番号通知書の作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。 ただし、個人番号通知書の作成に係る端末機を機構に設置する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。
- オ 機構等においてプリンタを他の印刷物作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号通知書を作成する端末機とその他の印刷物を作成する端末機について、両者の端末機を同時にプリンタに接続しないこと。また、印刷物作成に係る作業を行う場合は、個人番号通知書の作成の業務とそれ以外の印刷物作成の業務を並行して行わないこと。
- カ 個人番号通知書の作成に係る端末機及びプリンタを設置する室は住民基本台帳 ネットワークシステム技術的基準第1の15に規定する重要機能室とみなして、住民 基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の1と同様 のセキュリティ対策を実施すること。
- キ 機構等は、個人番号通知書の作成に係る端末機の管理者を任命し、操作権限が与 えられた者を名簿等により明確にすること。また、機構等は、当該端末機の取扱い に際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、 暗証番号等により確認すること。
- ク 機構等は、個人番号通知書の作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番 号通知書の作成委託簿等との照合、個人番号通知書(発行前の個人番号通知書を含 む。コにおいて同じ。)の管理状況及び個人番号通知書に記載するデータの管理状 況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。
- ケ 機構等は、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速 やかな消去等を行う等、当該データの利用を個人番号通知書の作成に限定するため の措置を講ずること。
- コ 個人番号通知書及び磁気ディスクを住所地市町村長と機構等との間で受渡しを

行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十 分注意すること。

2 個人番号通知書の管理等

機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住所地市町村長と必要な通信を行い、当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)が備える住民基本台帳に記録されている者に係る個人番号通知書の作成及び発送等の状況について管理を行うこと。

第3 個人番号カードのセキュリティ対策等

1 個人番号カードの仕様

個人番号カードは、2のセキュリティ対策を実施することが可能な、中央演算処理装置付きの半導体集積回路を組み込んだカードを用いること。

- 2 個人番号カードのセキュリティ対策
 - (1) 暗証番号の設定

ア 暗証番号(個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカ及びキ、第4の2の(2)並びに第5の2の(1)において同じ。)を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。

- イ 暗証番号は、個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から読み取ること ができないようにすること。
- ウ 暗証番号の照合は、個人番号カードの内部で行うこと。
- エ 暗証番号の照合ができない場合が続いたときは、暗証番号の照合が実施できず、 当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になること。
- (2) 不正使用を防止するための情報の設定

機構は個人番号カードを作成する際、個人番号カードに対し、不正使用を防止する ための情報を設定すること。

(3) 相互認証を行うための情報の設定

交付後の個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行う ための情報を個人番号カードに設定し、個人番号カードの外部から個人番号カードの 内部に記録された情報を読み取ることができないようにすること。

(4) アクセス権限の制御

個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限(個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当

該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第11の2の (8)及び第12の3の(1)のイを除き、以下同じ。)の制御を行うこと。

(5) 情報の読取り又は解析ができない仕組みの保持

半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、個人番号カードに記録された 情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持 すること。

(6) アプリケーションごとの独立性を確保するための仕組みの保持

基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証 サービス利用領域とそれぞれの条例等利用領域は、個人番号カードの内部でそれぞれ 独立し、住民基本台帳ネットワークシステム、券面事項確認アプリケーションに係る システム、券面事項入力補助アプリケーションに係るシステム、公的個人認証サービ スアプリケーションに係るシステム又はそれぞれの条例等利用アプリケーションに 係るシステムが、それぞれのアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積 回路上に割り当てられた領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された 情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。ただし、住民基本台帳ネット ワークシステムが券面事項確認利用領域及び券面事項入力補助利用領域に情報を記 録し及び読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公的個人認証サービス 利用領域に記録された情報を読み取る場合、公的個人認証サービスアプリケーション に係るシステム及びそれぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本 利用領域に記録された情報を読み取る場合、住民基本台帳ネットワークシステムが公 的個人認証サービス利用領域に暗証番号を記録する場合並びに公的個人認証サービ スアプリケーションに係るシステムが基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗 証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

(7) 券面の偽造等の防止

ア 個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下ア及び第4の1の(2)のエにおいて同じ。)、通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下ア及び第4の1の(2)のエにおいて同じ。)、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(イ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字をレーザー光を利用

して刻印するほか、券面事項確認情報(券面に記載した氏名、旧氏、通称、住所、 生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(イ)の照合番号の一部 として利用するための四桁の数字並びに券面に印刷した写真(本人の写真が表示さ れていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあっては、券面に記 載した氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する 日及びウの(イ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字)に関する情報 をいう。以下同じ。)を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カー ドの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。

- イ 券面事項確認情報には、正規の権限を有する者が記録したものであることを確認 できる措置を施すこと。
- ウ 券面事項確認利用領域に次に掲げる数値を照合番号として記録し、当該照合番号 によりその一致が確認できない場合には、券面事項確認情報の全部又は一部の読取り又は解析ができない仕組みを保持すること。
 - (ア) 個人番号利用事務等実施者が個人番号カードの券面を確認する場合にあって は、券面に記載した個人番号から構成される数値
 - (イ) 個人番号利用事務等実施者以外の者が個人番号カードの券面を確認する場合 にあっては、券面に記載した生年月日、有効期間が満了する日及び照合番号の一 部として利用するための四桁の数字から構成される数値
- エ アにより券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に記録した個人番号カード については、券面に記載した個人番号に関する情報について国際標準化機構及び国 際電気標準会議の規格第18004を用いて格納した図形をカード券面に施すこと。当該 図形の大きさは、縦8.89mm横8.89mmとすること。
- 3 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証 個人番号カードは、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第15408の認証を受 けたカードを用いること。
- 第4 個人番号カードの交付等及び管理等
 - 1 個人番号カードの交付等
 - (1) 交付前の個人番号カードの保管等
 - ア 機構は、個人番号カードに対し、第3の2の(2)の設定を行った上で、住所地市町村長(国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下同じ。)に送付すること。ただし、法第16条の2第3項の申出があった場合(個人番号カードを個人番号カー

ド等省令第23条の5第4号に規定する方法で住所地市町村長に送付する場合を除 く。)は、同条第1号から第3号までに規定する方法により、交付申請者に送付す ること。

イ 機構、住所地市町村長並びに法第16条の2第4項の申出に係る領事官及び市町村 長は、交付前の個人番号カードについて、保管庫等に保管すること、持出し及び返 却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2) 個人番号カードの交付

- ア 住所地市町村長及び附票管理市町村長は、機構から個人番号カードの送付を受けた場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者(国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、第4の1の(2)のカの(ア)を除く。)であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。
- イ 住所地市町村長は、個人番号カード等省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付の申請に基づき発行された個人番号カードの送付を受けた場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納させること。
- ウ 機構は、個人番号カード等省令第29条第1項の規定により現に交付を受けている 個人番号カードの有効期間内において個人番号カードの交付の申請があった場合に は、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者であることを確認 するとともに、現に交付を受けている個人番号カードを提示させること。
- 工 機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報(券面に記載した氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報(国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報)をいう。以下同じ。)及び署名券面情報(機構により電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規

定する電子署名をいう。)が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。)を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報(署名利用者符号(公的個人認証法第2条第4項に規定する署名利用者符号をいう。)及びこれと対応する署名利用者検証符号(同項に規定する署名利用者検証符号をいう。)、署名用電子証明書(公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。)並びに署名用電子証明書に係る暗証番号並びに利用者証明利用者符号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号をいう。)及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号(同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)、利用者証明利用者検証符号(同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)、利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)並びに利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第8の2の(2)において同じ。)を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

- オ エの処理の実施及びエの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保 し、適切に実施すること。
- カ 住所地市町村長は、個人番号カードの交付に際しては、交付申請者又はその法定 代理人に、自ら個人番号カードに暗証番号を設定させることにより個人番号カード 又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態 にすること。

ただし、住所地市町村長は、次に掲げる場合には、交付申請者に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

- (ア) 令第13条第6項ただし書の規定により交付申請者(国外転出者である者を除く。)が住所地市町村長又は住所地市町村長以外の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が指定する場所に出頭して交付申請書の提出を行い、及び交付市町村長が同項ただし書に規定する総務省令で定める方法により個人番号カードを交付するとき
- (イ) 交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付するとき
- (ウ) 交付申請者(国外転出者である者に限る。)に個人番号カードを交付する場合であって、当該交付申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められ

るとき

- キ 機構は、次に掲げる場合には、カにかかわらず、交付申請者に暗証番号の届出を させ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシ ステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。
 - (ア) 法第16条の2第3項の規定により交付申請者が機構から個人番号カードの送付を希望する旨の申出をするとき
 - (イ) 令第13条第6項本文の規定により交付申請者(令第13条第3項第1号から第3号まで又は個人番号カード等省令第22条の2第3項各号に該当する者であって住所地市町村長が適当と認めるものに限る。)が個人番号カードの交付を受けるとき
- ク カ及びキの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番 号を知ることができないような措置を講ずること。
- (3) 個人番号カードの作成

個人番号カードの作成(交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下(3)において同じ。)に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

- ア 住所地市町村長及び機構等は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第 4の10に準じた措置を講ずること。
- イ 住所地市町村長は、個人番号カードの作成に必要なデータを機構等に送付するときは、住所地市町村長が交付申請書等に基づいてコミュニケーションサーバにおいて個人番号カードの作成に必要なデータの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを機構等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。
 - (ア) 機構等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機は、委託先事業者に設置する場合においては、個人番号カードの作成専用とし、データ転送用機器及びカードプリンタ等以外とは接続しないこと。
 - (イ) データ転送用機器を設置し、個人番号カードの作成に係る端末機と電気通信 回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、個人番号カードの作成に 必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。
- ウ 機構等に設置する個人番号カードの作成に係る端末機を、直接、コミュニケーシ

- ョンサーバと電気通信回線で接続することができるものとし、委託事業者に設置する場合においては、当該端末機は、個人番号カードの作成専用とし、コミュニケーションサーバ及びカードプリンタ等以外とは接続しないこと。
- エ コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と個人番号カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。 ただし、個人番号カードの作成に係る端末機を機構に設置する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。
- オ 機構等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号カードを作成する端末機とその他のカード等を作成する端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続しないこと。 また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等の作成の業務を並行して行わないこと。
- カ 個人番号カードの作成に係る端末機及びカードプリンタ等を設置する室は住民 基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の15に規定する重要機能室とみなし て、住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第3の1、第3の2及び第4の 1と同様のセキュリティ対策を実施すること。
- キ 機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が 与えられた者を名簿等により明確にすること。また、機構等において、当該端末機 の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別 カード、暗証番号等により確認すること。
- ク 機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番号カードの作成委託簿等との照合、個人番号カード(発行前の個人番号カードを含む。コにおいて同じ。)の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。
- ケ 機構等は、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速 やかな消去等を行う等、当該データの利用を個人番号カードの作成に限定するため の措置を講ずること。
- コ 個人番号カード及び磁気ディスクを住所地市町村長と機構等との間で受渡しを 行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十 分注意すること。

(4) 個人番号カードの継続利用

- ア 市町村長は、法第17条第6項の規定により個人番号カードの提出を受けた場合は、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、券面事項確認情報並びに券面事項 入力補助情報及び署名券面情報の変更を行い、それぞれ券面事項確認利用領域及び 券面事項入力補助利用領域に記録するとともに、個人番号カードの表面の追記欄に 必要な事項を記載し、これを返還すること。
- イ アの処理の実施及びアの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保 し、適切に実施すること。

2 個人番号カードの管理等

- (1) 個人番号カードの作成及び運用状況の管理
 - ア 機構は、住民基本台帳ネットワークシステム又は附票連携システムを通じて、住 所地市町村長と必要な通信を行い、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されて いる者に係る個人番号カードの作成及び運用状況について管理を行うこと。
 - イ 住所地市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステム又は附票連携システムを通じて、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合、個人番号カードの返納を受けた場合又は紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が運用中、一時停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。
 - ウ 令第15条第3項に規定する市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステム又は附票連携システムを通じて、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。
 - エ 最初の転入届(住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。)を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第7項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。
 - (ア) 都道府県知事に対する当該個人番号カードの運用状況が運用中の状況にある ことについての通知
 - (イ) 当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長(カにおいて「転出地市町村長」という。)に対する当該措置を講じた旨の通知

- オ 転出地市町村長は、オの(イ)の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住 民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止 の状況にあることについて通知を行うこと。
- カ 都道府県知事は、機構に対し、住民基本台帳ネットワークシステム又は附票連携 システムを通じて、市町村長が管理する個人番号カードの運用状況が運用中、一時 停止又は廃止の状況にあることについて通知を行うこと。
- キ 機構は、個人番号カードにより本人確認情報(住民基本台帳法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受け、又は利用を行う国の機関等(住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人をいう。以下同じ。)に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が一時停止又は廃止の状況にある場合は、その旨の通知を行うこと。
- ク 個人番号カードの交付を受けている者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては戸籍の附票。この項において同じ。)を備える市町村以外の市町村の長が住民基本台帳に関する事務の処理に関し本人確認情報の提供を受ける際には、都道府県知事又は機構は、当該市町村長に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、本人確認情報に係る者の個人番号カードの運用状況が運用中である場合には「個人番号カード有」と通知し、それ以外の場合には「個人番号カード無」と通知すること。

(2) 暗証番号の変更等

- ア 住所地市町村長又は領事官は、個人番号カードの暗証番号の変更申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のカに準じて、その変更を行うこと。
- イ 住所地市町村長又は領事官は、暗証番号の照合が実施できず、当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になった場合であって、個人番号カードの暗証番号の再設定の申請があった場合は、本人確認を行った上で、1の(2)のカに準じて、その初期化及び再設定を行うこと。

第5 個人番号カードの基本利用領域の利用

- 1 個人番号カードの基本利用領域の利用制限
 - (1) 市町村の執行機関による利用の制限

市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又はその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を

除き、当該市町村の住民以外の者に係る個人番号カードの基本利用領域を利用しては ならないこと。

(2) 都道府県の執行機関による利用の制限

都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、住民基本台帳法に規定する事務又は その処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確 認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある 場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

(3) 国の機関等による利用の制限

国の機関等は、その処理する事務であって住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。

- (4) 市町村の執行機関、都道府県の執行機関、国の機関等以外の者による利用の禁止 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関又 は国の機関等以外の者は、個人番号カードの基本利用領域を利用してはならないこと。
- 2 個人番号カードによる本人確認情報の提供又は利用
 - (1) 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関 又は国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域を利用する場合は、個人番号カー ドを提示した者がその正当な保有者であることを暗証番号の照合により確認すると ともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム相互間の認証を行い、 記録された情報に対するアクセス権限を有することを確認すること。
 - (2) (1)の国の機関等は、個人番号カードの基本利用領域に記録された住民票コードを読み取り、第4の2の(1)のクの通知が無いことにより当該個人番号カードの運用 状況が一時停止又は廃止でないことを確認した上で、住民基本台帳ネットワークシス テムから本人確認情報の提供を受け、又は利用を行うこと。
- 3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの基本利用領域には、住民票コード以外の個人情報を記録しないこと。

- 第6 個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用
 - 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項確認アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項入力補助利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該

領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 券面事項確認利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を確認する目的 に利用する者は、券面事項確認アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等の運 用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報以外の個人情報を記録しないこと。

- 第7 個人番号カードの券面事項入力補助利用領域の利用
 - 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

券面事項入力補助アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、公的個人認証サービス利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

2 券面事項入力補助利用領域管理システム等の使用

個人番号カードの半導体集積回路をカードの券面に記載された事項を入力する目的 に利用する者は、券面事項入力補助アプリケーションのみを安全かつ確実に実行する等 の運用及び管理を行うシステム等を使用すること。

3 必要最小限の情報の記録

個人番号カードの券面事項入力補助利用領域には、券面事項入力補助情報及び署名券面情報以外の個人情報を記録しないこと。

- 第8 個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域の利用
 - 1 個人番号カードの領域間の独立性の確保

公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助利用領域又は条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。ただし、公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが基本利用領域に記録された情報を読み取る場合並びに基本利用領域及び券面事項入力補助領域に暗証番号を記録する場合にあっては、この限りでない。

- 2 公的個人認証サービスアプリケーションにおける個人情報の保護
 - (1) 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の充足 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成15年総務省告示

第706号)第6条第3号から第5号までの要件を満たすこと。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの公的個人認証サービス利用領域内には、公的個人認証サービス情報以外の個人情報を記録しないこと。

- 第9 個人番号カードの条例等利用領域等の利用
 - 1 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止等
 - (1) 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止

個人番号カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション又は条例等利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。また、個人番号カードに貼り付けた磁気テープを利用する場合その他の電磁的方法により必要な事項を記録して利用する場合においても、法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。

(2) 条例等利用領域管理システム等の導入

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、法第18条各号に掲げる者は、条例等利用領域に条例等利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。また、当該システム等は、法第17条第7項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、条例等利用アプリケーションを搭載できるものとすること。

- 2 個人番号カードの領域間の独立性の確保
 - (1) 基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム又は券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション若しくは公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。

また、条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助領域又は公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、 又は公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

(2) 複数の条例等利用領域間の独立性の確保

個人番号カードの半導体集積回路を複数の法第18条の条例等に規定する事務の処理 に利用する場合は、それぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムがそれぞ れの条例等利用領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読 み取ることができない措置を講ずること。

3 条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 法第18条の条例等に規定する事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施 個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用 する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うた めの情報又はアクセス権限の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措 置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。

(3) 希望するアプリケーションの搭載等

法第18条第2号に掲げる者は、条例等利用アプリケーションの全部又は一部の個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載するほか、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等を利用する場合においても、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。また、法第18条第1号に規定する市町村の機関は、同条の規定により個人番号カードを利用する場合には、利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。

第10 民間事業者の安全管理の基準

令第18条第2項第4号に規定する当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができる者として内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 役員等の基準

民間事業者の役員若しくは条例等利用アプリケーションの搭載等の業務を統括する 者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がないこと。

- 2 条例等利用アプリケーション等の基準
 - (1) 条例等利用アプリケーションの基準

条例等利用アプリケーションは、次のいずれかとすること。

- ア 機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション
- イ 民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション
- (2) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムは、機構(機構から委託を受けた者を含む。)が整備するものを利用すること。
- (3) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準 ア (2)のシステムと民間事業者に設置する条例等利用アプリケーションの搭載等 に係る端末機(以下「端末機」という。)は、条例等利用アプリケーションの搭載 等に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。
 - イ (2)のシステムと端末機を接続する電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。
 - ウ (2)のシステムと端末機の間の通信については、交換するデータの暗号化を実施 すること。
- (4) 端末機の基準
 - ア端末機は、条例等利用アプリケーションの搭載等専用とすること。
 - イ 端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防 止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた 場合には駆除する措置を講ずること。
 - ウ 端末機が盗取又は不正に操作されないよう、適切な場所に設置するとともに、端 末機の固定等、必要な措置を講ずること。
 - エ 端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にするこ

と。

- オ 端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指 紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、 当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずるこ と。
- カ オの確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。
- キ 端末機を操作した履歴を記録すること。
- 3 業務等の基準
 - (1) 規程等の整備

条例等利用アプリケーションの搭載等の業務(以下「業務」という。)について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に 実施すること。

- ア 業務の手順
- イ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統
- ウ 業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の 氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を 管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法
- エ 業務の監査に関する事項
- オ 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置
- カ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係 る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置
- キ 危機管理に関する事項
- ク 業務に係る教育訓練に関する事項
- (2) 業務の委託

業務について委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。 また、委託先事業者に対し、同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な 監督を行うこと。

(3) 内閣総理大臣及び総務大臣に対する報告

業務に係る次の事項について、毎年1回、内閣総理大臣及び総務大臣に報告すること。

- ア 業務の監査の結果
- イ 条例等利用アプリケーションの搭載等の件数
- 第11 カード代替電磁的記録等の基準
 - 1 カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換の基準 個人番号カード等省令第39条第1号に定めるカード代替記録事項及びカード代替記 録乱数符号の変換は、SHA-256 (オブジェクト識別子 2 16 840 1 101 3 4 2 1) を用 いて行うこと。
 - 2 カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁 的記録利用者検証符号を作成し、及び記録する電磁的記録媒体の基準

個人番号カード等省令第39条の3の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内部の情報を読み取られることを防止するために必要な機能を有すること。
- (2) カード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の 作成に当たり、精(だ)円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるもの であること。
- (3) 半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、電磁的記録媒体(法第18条の2第1項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。
- (4) 電磁的記録媒体に係る安全性の確認を行う者として内閣総理大臣が適当と認めるものによる評価を受けたものであること。
- (5) 半導体集積回路上にカード代替電磁的記録用アプリケーション(カード代替電磁的記録について、その発行、利用等を行うためのアプリケーションをいう。(6) において同じ。)のための専用の領域を有すること。
- (6) 個人番号カード等省令第39条の6の規定により生体認証符号等又は暗証番号を 設定した後、カード代替電磁的記録用アプリケーションが利用可能な状態になること。
- (7) (5)の領域にカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号並びにカード代替電磁的記録を記録することが可能であること。
- (8) (5)の領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限((5)の領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号(個人番号カード等省令第39条の6の

規定により設定された暗証番号をいう。)の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第12の3の

- (1) のイにおいて同じ。) の制御を行うこと。
- (9) (5)の領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、
- (5)の領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、(5)の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。
- 3 カード代替電磁的記録の様式 カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 18013-5に準拠すること。
- 第12 カード代替電磁的記録の発行等
 - 1 申請者と機構との間の情報の送受信 個人番号カード等省令第39条の4及び第39条の5第7項の主務大臣が定める技術的 基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法第18条の2第2項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信 及び同条第3項の規定によるカード代替電磁的記録の送信は、安全な通信プロトコル の採用その他の主務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線を用いて行 うこと。
 - (2) 法第18条の2第2項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信 又は同条第3項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うときは、申請者又は 機構は、当該カード代替記録事項に係る電磁的記録又は当該カード代替電磁的記録を 暗号化すること。
 - 2 カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式等
 - (1) カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式 カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式は、ECDSA256方式(オ ブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 2) であること。
 - (2) カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間 カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間は、カード代替電磁的記録利用者符号 に係るカード代替電磁的記録の有効期間が満了する日までとすること。
 - 3 カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符 号を作成する電子計算機等の基準

- (1) カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署 名符号を作成するための機構の使用に係る電子計算機の基準
- カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成において機構が使用する電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとすること。
- ア 外部から内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有する こと。
- イ 取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有していること。
- ウ カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署 名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。
- エ バックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。
- オ カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署 名符号の作成に当たり、楕(だ)円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行 われるものであること。
- (2) カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式 カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、ECDSA256方 式(オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 2) であること。
- (3) 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、 ECDSA384方式 (オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 3) であること。
- (4) カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間 カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、3月とすること。
- (5) 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、5年とすること。
- 4 カード代替電磁的記録の記録に係る申請者への提示 個人番号カード等省令第39条の7第1号の規定により機構が申請者に提示を行う事 項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。
- (2) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第18条の2第8項の届出をしなければならないこと。
- (3) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該カード代替電磁的記録利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨を届け出なければならないこと。
- (4) 偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、法第55条の規定により罰せられること。

附則

この告示は、法の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1、第2の1の(3)及び2並びに第4の1の(3)並びに2の(1)のア及びイ 公 布の日
- 二 第3、第4の1 ((3)を除く。)及び2 ((1)のア及びイを除く。)並びに第5から第9まで 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成二十八年一月一日) 附 則 [平成二十七年十月一日総務省告示第三百五十三号抄] (施行期日)
- 1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。 附 則〔平成二十七年十月一日総務省告示第三百五十四号抄〕 (施行期日)
- 1 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日〔平成二十九年五月三十日〕から施行する。

附 則〔平成二十八年六月三十日総務省告示第二百七十五号〕 この告示は、公布の日から施行する。 附 則〔令和元年十一月五日総務省告示第二一九号〕 この告示は、令和元年十一月五日から施行する。

附 則〔令和二年五月十一日総務省告示第一五九号〕

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令〔令和二年五月総務省令第五十号〕の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。

附 則〔令和三年八月二十七日総務省告示第三百三号〕

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令 [令和三年八月総務省令第八十三号] の施行の日(令和三年九月一日) から施行する。

附 則〔令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省告示第二十二号〕 この告示は、令和六年五月二十七日から施行する。

附 則〔令和六年九月十三日デジタル庁・総務省告示第二十八号〕

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第四十八号〕附則第一条第二号に掲げる規定 の施行の日(令和六年十二月二日)から施行する。

附 則〔令和七年五月十六日デジタル庁・総務省告示第十二号〕 この告示は、公布の日から施行する。